

第7次NACCS植物検疫関連業務の機能追加・変更について～電子植物検疫証明書(ePhyto)の導入等～ 質問及び回答

農林水産省 植物防疫所  
掲載日：令和7年8月25日

No	分類	質問	回答	質問日	回答日
1	全般	ePhyto対象国は後日公表とのことですが、公表日の目安は決まっているのでしょうか？	ePhyto試行期間の対象国を10月までを目途に植物防疫所ホームページに掲載します。	7月17日	8月25日
2	全般	現在何か国間と合意が得られていますか？得られていない国はどこですか？	ePhyto試行期間の対象国を10月までを目途に植物防疫所ホームページに掲載します。	7月17日	8月25日
3	全般	①輸出入申告との連携はどのようになるか。(共通リンクのような仕組みがあるのか) ②一部先行実施する国は、いつ公表するか。	①連携はありません。税関にePhytoの情報は送付されません。 ②ePhyto試行期間の対象国を10月までを目途に植物防疫所ホームページに掲載します。	7月23日	8月25日
4	全般	ナックスを使用している前提です。 ①輸出入ともに、通関申告の他法令確認とePhytoがリンクしないということでしょうか。 ②ePhytoを使用すると、通関申告時には、従前どおりPC原本(緑色、フィットサニタリー)を提出する必要があるという認識でしょうか。 ③輸入通関時に共通リンクで植検申請をリンクさせています。ePhytoはどのようなイメージでしょうか。	①ご認識のとおりです。 ②輸出の通関申告時を指すものと認識して回答します。ご認識のとおりです。 ③7/17説明会資料15ページのとおりです。植物検疫の申請で、ePhyto有、ISO2コードの入力、PC番号を入力することで、NACCSに到達しているePhytoが申請に紐付けられます。ただし、申請者側でePhytoの内容は閲覧できません。また、税関にePhytoの情報は送付されません。	7月17日	8月25日
5	全般	ePhyto対象国で試行期間以降でも紙媒体の証明書でも対応可能という認識で良かったでしょうか。	ご認識のとおりです。	7月17日	8月25日
6	全般	しばらくは紙媒体の物も使うとの事ですが、将来的にはePhytoのみでのやり取りになるということでしょうか。	紙媒体の植物検疫証明書はePhytoの本格利用開始後も完全になくなる訳ではありません。	7月17日	8月25日
7	全般	将来的にePhytoの本格的利用が開始されると、対象国はNACCS申請でないと申請はできなくなるという認識でよろしいでしょうか。	ePhytoの本格利用の開始後も、書面による申請は可能ですが、この場合はePhytoは利用できません。 検査手続きを円滑に行うため、可能であればNACCS申請のご利用をお願いします。	7月17日	8月25日
8	全般	輸出、輸入申告の際にPLNOの記載が必要ですがNOはどのようにわかりますか？	PLNOが植物検疫証明書番号を指すものと認識して回答します。輸出の場合は、植物検疫証明書の番号がePhytoの番号となります。輸入の場合は相手国の輸出者から情報を得てください。	7月17日	8月25日
9	全般	試行期間では仮情報で植物防疫所とやり取りが可能なのでしょうか？それとも実際に輸出入する貨物情報でテストを行うのでしょうか。	第7次NACCSが稼働するまでの総合運転試験期間中は、実際の荷口に紐づかない仮の情報でテストを行います。 第7次NACCS稼働後のePhyto試行期間中は実際に輸出入する貨物で、従来の証明書とePhytoの両方を発給してePhytoの本格利用が可能であることの確認を行います。 ePhytoの対象国との輸出入がある場合はご協力をよろしくお願いいたします。	7月17日	8月25日

No	分類	質問	回答	質問日	回答日
10	全般	添付ファイルの容量や個数が増えるとのことですが、ファイル名の長さの制限も撤廃されますか。もしされないようでしたらファイル名の制限についてもご対応いただきたいです。	ファイル名の長さについて変更はありません。 ファイル名の長さについては拡張子まで含めて ・NACCS/パッケージソフトでは35バイト(※1) ・WebAPSでは50文字(※2) までとなっています。 ※1 半角英数字が1バイト/文字、全角英数字や日本語が2バイト/文字となっており、それに見合った文字数が入力可能です。 ※2 WebAPSで登録する際の文字数について、全角・半角の区別はありません。	7月17日	8月25日
11	全般	利用者は、ePhytoの利用に係る利用料金等の経費負担はあるのか。HUBの運用に係る経費は誰が負担するのか。	輸出入者の方の日本のePhyto利用に関する費用負担はありません。	7月17日	8月25日
12	輸入	輸入ですが、イーファイトは相手国にどうやって送信して貰うのでしょうか？輸入者が依頼するのでしょうか？	10月からの試行期間中、対象国からの輸入貨物では、従来の証明書とePhytoの両方が発給されます。ご協力いただける場合は、7/17説明会資料の16、17ページのとおり、ご対応をお願いします。	7月17日	8月25日
13	輸入	(輸入)再輸出証明の場合とそれに伴うトルーパーコピーもePhytoの「対応国」では対応可能ですか？現在の電子媒体の証明書確認対応国ではトルーパーコピーは実物の郵送が必要となっていますがいかがでしょうか。	試行期間中の対応は現行と変わりありません。本格利用が開始される前に、植物防疫所ホームページに情報を掲載します。	7月17日	8月25日
14	輸入	輸入です。現在、紙のPHYTOをスキャンし、PDFにて植物防疫所へ送付していますが、将来的にはePhytoのみになるのでしょうか？	電子媒体の証明書として認めている場合の対応の質問と認識しました。ePhytoの本格利用が開始された後も、従来の植物検疫証明書も引き続き認められます。	7月17日	8月25日
15	輸入	ePhyto記載内容に不備があった場合、植物防疫所からどのように連絡をいただくことになるのでしょうか。	7/17説明会資料の15ページのとおり、不備があった場合の対応は、従来の証明書の場合から変更はありません。	7月17日	8月25日
16	輸入	P17,P18のePhytoが送信されているはずなのに申請できない場合において。紙の植物検疫証明書が提出されれば検査可能とのことですが、原本性の扱いはどうなるのでしょうか？	検査証明書の真正性の扱いについては、従来の証明書から変更はありません。  よくあるご質問(輸入編) 2 申請(必要書類等) Q3:「検査証明書(phytosanitary certificate)」はコピーでもよいのですか？ <a href="https://www.maff.go.jp/pps/j/business/import/faq/index.html#Q203">https://www.maff.go.jp/pps/j/business/import/faq/index.html#Q203</a>	7月17日	8月25日
17	輸入	試行期間が終わった時点で、ephyto対象国からephytoのデータ送付がない場合は、紙媒体での対応は不可ということでしょうか？	試行期間後であっても従来の植物検疫証明書も引き続き認められます。	7月17日	8月25日

No	分類	質問	回答	質問日	回答日
18	輸入	紙原本で対応する際も、植物検疫の申請時にはEPHYTOの有無を記載する必要がある、今後は申請フォームがEPHYTO対応となる、という認識でよろしいでしょうか？	紙原本が従来の植物検疫証明書を指すものと認識して回答します。試行期間中は従来の植物検疫証明書で対応をしますが、ePhyto有無の記載にご協力をお願いいたします。 ただし、NACCS植物検疫関連業務を使用しない書面申請では、10月からの試行期間中について、ePhytoは選択できませんので記載の必要はありません。	7月17日	8月25日
19	輸入	試行期間は紙とEPHYTOの両方がないとオンラインでの申請は不可という事でしょうか。	試行期間中、NACCS植物検疫関連業務(オンライン)申請にあたり、従来の植物検疫証明書とePhytoの両方がある必要はありません。ただし、検査を受けるためには従来の植物検疫証明書が必要です。	7月17日	8月25日
20	輸入	輸入の際、外来生物法に対する種類名証明書として、検疫証明書の原本証明をお願いしておりますが、ePhyto本格利用開始後も外来生物法にかかる商品がある場合は、紙での検疫証明書の発行を現地へお願いする必要がある(ePhyto不可)ということでしょうか。	外来生物法施行規則(【参考】を参照)第三十一条第一号に定める種類名証明書として「植物検疫証明書」を提出しようとする場合は、ePhyto本格導入後も従来の植物検疫証明書を取得いただく必要があります。 ePhyto本格導入後の取扱いの詳細については、試行期間中の状況も見ながら、改めて周知します。 【参考】特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(抜粋)(証明書) 第三十一条 法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。 一 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣保護管理法又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの 二 外国の政府機関又は主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書(日本語又は英語に限る。)であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの 三 政府機関と同等の知見を有するものとして主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの 四 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの	7月17日	8月25日
21	輸入	コールドトリートメントで輸入される青果物は大使館が対応するのでしょうか。	対象国や質問の意図を詳しくお知らせいただく必要がありますので、別途個別に申請される植物防疫所にご照会ください。	7月17日	8月25日

No	分類	質問	回答	質問日	回答日
22	輸入	(輸入)ePhyto対応の場合、申請内容と証明書のチェックは電子申請した段階ですぐに突合出来る段階になると思いますが、防疫所ではそのチェックはどの段階でされるのでしょうか？(不備があった場合ePhyto訂正要請する時間が必要なため。)	試行期間、本格利用開始後もチェックのタイミングは現在と変更はありません。また、パッキングリスト、インボイス等関係書類と合わせて確認することに変更はありません。	7月17日	8月25日
23	輸入	説明会資料P15について。申請者はePhytoの閲覧不可とのことですが、申請者(通関業者)は通関書類と内容が一致しているか、などの確認すらできないということでしょうか？	ご認識のとおりです。誤った番号を入力したり、前後の番号を入力した場合、他の荷口の情報を閲覧できてしまうおそれがあるためです。通関書類との内容の確認については、試行期間であれば従来の検査証明書、本格利用後は相手国側の輸出者を通じて、植物検疫の証明情報を入手する必要があります。	7月17日	8月25日
24	輸入	第7次NACCSの総合運転試験(輸入)でテストePHYTO番号を紐付けた申請を行った場合、合格書は出力されますか？テスト申請するのみでしょうか？	総合運転試験でも「TEST」の透かしの入った植物等検査合格証明書が出力されます。合格書に変更はありません。	7月17日	8月25日
25	輸入	(輸入・本船ばら貨物)現状、1st港で積み付け全量分のP/C(複数枚)が提出されれば、後ろの港では提出の必要はないと思いますが、ePhytoの本格利用後は各港で輸入申請する際に全量分のP/C番号を入力する必要があるのですか。	ePhyto本格利用後の取扱いについては、試行期間中の状況を見ながら決定しますので、改めて周知します。	7月17日	8月25日
26	輸入	輸入でインボイスやP/L等の書類をオンライン申請に添付するケースは、どのような場合でしょうか？非該当確認をお願いする場合やアイテム数が多い場合でしょうか？	1つの貨物に多数の品目や品種(多種類の苗木、多種類の種子、多種類の切花など)がある場合には、インボイスやP/L等が必要になります。詳しくは、申請先の植物防疫所にご相談ください。  よくあるご質問(輸入編) 2 申請(必要書類等) Q1: 植物を日本に輸入するにあたって、用意しておく必要のある書類にはどのようなものがありますか？ <a href="https://www.maff.go.jp/pps/j/business/import/faq/index.html#Q201">https://www.maff.go.jp/pps/j/business/import/faq/index.html#Q201</a>	7月17日	8月25日
27	輸入	今回のephytoとは直接関係はないのですが、現行、申請書の「記事」に乙仲様が大切な情報を記載している状況です。コンテナNo. サイズ、本数、申請者の電話番号等々。	記事欄に関する変更はありませんので、これまでどおり記載可能です。	7月17日	8月25日
28	輸入	試行期間中はePhytoの番号だけ入手している場合、証明書が届いていない場合でも申請は可能でしょうか？	ePhytoの番号だけ入手しており、従来の植物検疫証明書は届いていないが、NACCS申請が可能かどうかの質問と認識して回答します。NACCS申請自体はこれまでどおり従来の植物検疫証明書が届いていなくても申請は可能です。しかし、試行期間中に検査を受けるためには従来の植物検疫証明書が必要となりますので、従来と同様の対応をお願いします。	7月17日	8月25日

No	分類	質問	回答	質問日	回答日
29	輸入	申請者がePhytoの閲覧が出来ないとすると、相手国がePhytoデータを送信しているのか、輸入申請が出来るのか判明するのは、輸入申請を行うときと理解をしております。 輸入申請を行うのは基本的には検査日前日なので、それまで輸入申請を行えるのか危惧されるため、結局は紙の検査証明書を用意しなければならないのではと懸念しております。 これではePhytoのメリットが感じられない且つ申請者の手間が増えるため、輸入申請前に相手国がePhytoデータを正しく送信したかどうか、確認する方法はないのでしょうか。	WebAPSの場合、申請情報の入力画面で、ePhyto有、ISO2コード、ePhyto番号を入力し申請ボタンを押した際、申請の確認画面に遷移すれば当該ePhytoがNACCSに到達していることがわかります。戻るボタンを押し、一時保存が可能です。ePhytoが到達していない場合は、エラーメッセージが表示されます。なお、一時保存はePhyto到達有無に関わらず行えます。 一方、NACCSパッケージソフトの場合、IPA(輸入植物検査申請事項登録)→IPC(輸入植物検査申請)の運用にて申請されますが、ePhyto番号(PC番号)のチェックはIPC時に実施されます。 IPCでは送信ボタン押下時、エラーがなければ、ダイアログ等での確認なく、そのまま申請されますので、WebAPSと異なり、申請前にePhyto到達を確認することは出来ません。  いずれにしても、申請者はNACCSでePhytoの閲覧はできません。相手国側の輸出者を通じて、植物検査の証明情報を入手する必要があります。	7月28日	8月25日
30	輸出	輸出時にCNEE(荷受人)へどの検査証明が貨物に該当するのかわかるのでしょうか？	輸入者へ該当荷口の証明書番号や証明書の内容を伝えていただく必要があります。また、従来どおり紙の植物検査証明書も発給しますので、相手国側で紙の証明書が求められている場合は輸入者に送付してください。	7月17日	8月25日
31	輸出	輸出の際、これまでのように輸入者へ直接送付する必要はなく、相手国側で自動的に完結するという理解でよろしいでしょうか。	相手国側で自動的に完結することではなく、輸入者へ該当荷口の証明書番号や証明書の内容を伝えていただく必要があります。また、従来どおり紙の植物検査証明書も発給しますので、相手国側で紙の証明書が求められている場合は輸入者に送付してください。	7月17日	8月25日
32	輸出	ePhyto輸出についてです。 台湾向けの輸出に関し今まで、検査証明書の原本を植物防疫所にPickUPしに行き、その後国際輸送で現地コンサイニーなどに送付していたがそれらがなくなるという理解で宜しいでしょうか？ 上記がそうであれば乙仲としては証明書を電子にて送付する為に何をすればよいか、 また、通関に際して検査証明書が必要なのですが、コピーのPickUPはどうすればよいか？	従来どおり紙の植物検査証明書も発給しますので、今までどおりの対応が必要です。 また、ePhyto本格利用の開始後についても、輸出については、紙の植物検査証明書が発給されますので、相手国側で紙の証明書が求められている場合は輸入者に送付してください。 税関への提出に関して変更はありません。	7月17日	8月25日
33	輸出	輸出では、引き続き証明書原本を受け取りに行くのでしょうか？	ご認識のとおりです。	7月17日	8月25日
34	輸出	日本からEUへの出荷を行っておりますが、現在は税関より検査証明書(原本のスキャン)の提出を要求されています。今後は、税関に検査証明書(原本のスキャン)の提出は不要になり、税関側にてePhyto経由で確認いただく流れになるのでしょうか。	税関への提出に関して変更はありませんので、今までどおりの対応が必要です。 税関にはePhytoの情報は送付されません。	7月17日	8月25日

No	分類	質問	回答	質問日	回答日
35	輸出	(輸出の税関への証明書の提示に関して)税関へは、従来通りとのお話ですが、「試験運用中は従来通り」という意味でしょうか。	本格利用開始後も従来通りです。	7月17日	8月25日
36	輸出	輸出です。基本的に税関から証明書のスキャンを要求されます。先ほど税関はイーファイトは見れないとのことでしたが、試行期間が終わっても、紙とオンライン両方進めていかないといけないのでしょうか？	本格利用開始後も従来通りです。	7月17日	8月25日
37	輸出	税関の他法令確認でePhytoは使用できるのでしょうか。	本格利用開始後も従来通りです。税関にはePhytoの情報は送付されません。	7月17日	8月25日
38	輸出	輸出について、輸入国側から証明書の発給方法(紙媒体、ePhyto)について指定されることはあるのでしょうか。	貨物の事情に応じて指定される可能性はありますが、ePhyto対象国への貨物に対しては、従来の植物検疫証明書とePhytoの両方が発給されます。	7月17日	8月25日
39	輸出	ePhyto対象国への輸出の場合、試行期間中であっても用途・分類・状態を必ず入力しなければならないという認識でよろしいでしょうか。	ePhyto対象国であって、ePhyto発行要求を行う場合は、入力必須となります。ePhyto発行要求を行うことは必須ではありませんが、ご協力をお願いします。	7月17日	8月25日
40	輸出	輸出ですが、輸出先がePhyto対応国でも、ePhytoのチェックを入れず、紙だけでやり取りできますか？	紙の証明書のみやり取りも可能ですが、試行期間中にePhyto対象国へ輸出される場合は、ご協力をお願いします。	7月17日	8月25日
41	輸出	本格利用開始後、輸入においては紙の原本が不要とのことですが、輸出時には紙の原本が発行される理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ePhyto対象国への貨物に対しては、従来の植物検疫証明書とePhytoの両方が発給され、他の国については変更はありません。	7月17日	8月25日
42	輸出	輸出検疫時、「ePhytoを利用しても、当面の間、紙の証明書も発給されます」と説明されていましたが、当面の間とは、植物防疫法(第10条)が改正されるまでと理解してよろしいでしょうか。	当初の「当面の間」という表現については、紙の証明書を発給しないことが輸出や国内運用に与える影響等を踏まえて記載しておりました。しかしながら、その期間を具体的に見通すことが難しく、情報を閲覧する方によって受け止めが異なる可能性もあるため、誤解を避ける目的で削除しております。このため、7月17日説明会資料を更新し、植物防疫所ホームページに掲載しています。(7月22日更新)	7月17日	8月25日